

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第2回新座市公共施設再配置計画審議会
開 催 日 時	午後3時30分から 午後5時25分まで
開 催 場 所	新座市役所本庁舎4階庁議室
出 席 委 員	星野 泉(会長)、難波 悠(副会長)、坪原 紳二、竹之下 力、 小山 繁、佐々木 佳子、芳野 恵理子、櫻 博子、鈴木 松江
事 務 局 職 員	副市長 山崎 総合政策部長 永尾 総合政策部副部長 浅島 総合政策部参事兼公共施設マネジメント課長 加藤 公共施設マネジメント課副課長 柴沼 公共施設マネジメント課公共施設マネジメント係長 増田 公共施設マネジメント課主査 照井
会 議 内 容	1 開会 2 会長挨拶 3 議事 公共施設の再配置方針(案)について (1) 前回の審議内容の振り返り (2) 類型別再配置方針 ア 公民館・コミュニティセンター イ ふれあいの家 ウ 集会所 エ 高齢福祉施設 オ 児童センター 4 その他 5 閉会
会 議 資 料	1 次第 2 資料1 再配置方針の検討(改訂版) 3 参考資料 都市機能誘導区域の拡大図
公開・非公開の別	1 <input checked="" type="checkbox"/> 公開 2 <input type="checkbox"/> 一部公開 3 <input type="checkbox"/> 非公開 (傍聴者0人)
そ の 他 の 必 要 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清水委員は欠席 ・ 難波委員はオンラインによる参加 ・ 新座市公共施設再配置計画策定業務を受託している東日本総合計画株式会社の喜渡氏、小林氏、水澤氏と株式会社地域デザインラボさいたまの小野田氏が会議運営支援のため同席した。

審 議 の 内 容 (審議経過、結論等)

1 開会
午後3時30分開会

2 会長挨拶

3 議事

【配布資料について】

(事務局説明)

本日の会議資料として配布したものは、令和7年度第1回新座市公共施設再配置審議会(以下「前回会議」という。)にて配布した資料1「再配置方針の検討」について、会議で指摘があった部分などを一部修正したものであることから、以下のとおり主な変更点及び修正点を説明した。

(変更点)

- ・ 4ページの「(3) 立地適正化計画による都市構造の再構築」において掲載している図について、居住誘導区域と都市機能誘導区域の配色を逆にした。5ページの図表5において居住誘導区域を橙色で表現していることから、4ページの図も居住誘導区域を橙色に改めた。
- ・ 5ページの図表5において都市機能誘導区域を赤枠で表示した。
- ・ 13ページに記している施設方針について、前回の会議で「現状維持」となっていたもののうち、長寿命化改修や新築からの経過年数が短く、大規模な修繕等が必要ない、存続が前提となる施設を「②維持管理」とした。一方で、施設の譲渡・廃止・縮小などを検討するため、あえて大規模な改修はしないものは引き続き「⑤ 現状維持」とした。
- ・ 14ページ以降の類型別再配置方針について、各施設の構造と築年数を追加した。各施設の位置図に居住誘導区域を追加した。
- ・ 38ページの市営墓園の再配置方針の記述を変更した。

(修正点)

- ・ 32ページのふるさと新座館の計画方針については、「長寿命化改修工事」ではなく「必要な修繕を行う」に訂正した。

(質疑)【・は委員の発言、→は事務局の発言であることを示す。】

- ・ 再配置の施設方針について、言葉の定義が明確でないと理解できなくなってしまう。資料は一部修正されているが、長寿命化というところが分かりにくい。13ページの記述では、長寿命化というタイトルの下に三つの具体的な対応策があるのではないかと読めてしまうからである。説明文の中に、RC造等については長寿命化改修、もう一つは中間改修というのがあり、これも長寿命化の中に書いてあるので、中間改修も長寿命化の中に含まれるという印象を受ける。この他に木造及び軽量鉄骨造については施設の全体的な修繕という言葉が使われていて、長寿命化改修、中間改修、施設の全体的な修繕の三つが長寿命化なのかと捉えることもできる。おそらく実際には、長寿命化に相当するのは「長寿命化改修」だけであって、「中間改修」や「施設の全体の修繕」については「②維持管理」や「⑤現状維持」に含まれるのではないだろうか。この理解が正しいのであれば、

例えば「以下では、長寿命化は『長寿命化改修』のことであり、『中間改修』と『施設の全体的な修繕』については、『②維持管理』と『⑤現状維持』に含むものとする。」といった記述に改めるなどの対応が必要である。定義を明確にしないと後ろの計画について正確に理解できないのではないか。

今回、これまでの「現状維持」としていた施設方針を②（維持管理）と⑤（現状維持）に分離したものの、言葉が分かりにくい。当面の間、施設に対してやることはどちらも維持管理と思われるが、ニュアンスとしては②の方が現状維持で、⑤はそのうち変えるから要検討ということだと理解している。現状の言葉では誤解を生んでしまうので、⑤については要検討などとしたほうが良い。

また、施設方針を並べている順序に何か意図があるのか理解できない。対応の軽いものから大規模なものへと並べているのであれば一番初めに現状維持、続いて長寿命化、集約化と並べていく方が良いのではないか。資料を読む限りでは無作為的に置いているように感じる。

総じて、用語の定義が大事であるという印象を抱いている。もう少し検討した方が良い。

→ 長寿命化関係の記述は既存の計画から引用し、修正を加えたものであるが、初めてこの計画を読む人にとっては分かりづらい表現だという指摘については真摯に受け止めたい。区分けに関しては、計画期間中に何か動きがあるのか、それとも計画期間中にあえて動かさず、継続的な検討を要するものあるいは存続は考えていないものなのか、読み手に伝わりやすいように時間をかけて整理していきたい。

・(会長) 施設方針については、お金のかかりそうなものからそうでないものに並べていて、方法論で順番分けをしていないように感じた。

修正した黄色い部分を読み込んで分かりづらかったのは、⑤現状維持の説明で、「施設の在り方などについて更なる検討が必要であり」という記述は必要なのかということである。この文言を付ける理由は「もしかしたら続くかもしれない」という期待を抱かせるためなのかもしれないが、この表現を取ってしまえば、「今後、集約化や複合化、廃止などの可能性があることから、計画期間中に長寿命化改修や建替えを行わず当面必要な修繕や維持を行う。」という意味になるのではないか。個人的には、修正するのであれば、②は積極的に維持管理をするので「継続的に維持管理」とし、⑤はやむなく現状維持というニュアンスなので、「更なる検討が必要」といった表現にすると感じた。表現は引き続き検討いただきたい。

→ 施設方針の順番については、資料の掲載順に意図があるわけではない。もともと、関連計画である新座市公共施設個別施設計画や新座市公共施設等総合管理計画では長持ちさせるという考えがあることもあり、本日の資料でも長寿命化が前面に出てしまった部分はある。委員から指摘があったこともあり、施設方針の順序などは既存の考え方にこだわることなく整理し直したい。また、初めて見る人が「長寿命化」とは何なのか理解しづらいと思われるため、定義付けをしっかりとするなど、丁寧な記述にしていきたい。

・(会長) ①長寿命化について文章を長くしたくないのかもしれないが、40年や60年の意味を含めて分かりやすく記述してもらいたい。

- ・ 13 ページについて、そもそもの確認になる。施設の増設はこの議論では対象外かもしれないが、今後、少子高齢化が見込まれる中で高齢福祉施設を増やすことや、駅前の施設の見直しで保育園を増やすことは検討したのか、それとも検討した上で施設方針に載せなかったのか確認したい。
- 新設や増設の計画については、今回の計画には一切入っていない。
市では、今ある施設を全て存続させることは厳しいと認識している。その理由としては、施設を更新する上でお金があるかということや、今後の人口構成もこれまでとは異なるということなどを懸念しているからである。市としても、要望として多く挙がっている子どものための施設など、この先ニーズがあるものの足りない施設があることは課題として認識している。しかし、再配置計画では施設総量を減らさないと維持していけないという考えに立っているので、新規施設を建設するという方針とは相反すると判断し盛り込めていない。ただ、市はこれから施設の新設を一切しないのかと言うとそうではなく、希望者がいて必要であれば作っていくという考え方ではある。
- ・ (会長) 現在策定を進めている計画を基に集約化が進んでいけば、財源に余裕ができ、施設跡地の利活用をすることでゆくゆくは増設・新設といった話もできるのではないか。
- ・ 市の公共施設の管理の基本的な考え方としては、総量の適正化であると認識している。この総量の適正化とは、単に建物を減らすのではなく施設の複合化や機能転換もあると捉えている。事務局の説明にあったように、施設の新設についてはこの計画では盛り込めないかもしれないが、少なくとも廃止だけではなく機能を転換して別の物に置き換えるといった検討をしてもらいたい。そういった検討はしなかったのか。
- ある施設を別の用途の施設として使っていくという考え方についても議論が必要と認識している。複数の施設をまとめ上げることや、1つの施設の中で合理的に使うということについては再配置計画で議論していくものである。しかし、再配置計画では、なるべく既存のサービスを低下させないように施設を維持していく中で、できる限りお金を生み出そう、コストをかけないようにしようという考えであり、生み出されたお金については新たなサービスを提供するための投資に使っていくという考えに立っていて、施設の新設や転用についての考えは無かったというのが実態である。
- ・ (会長) 集約化・複合化がより具体的な話になるなどの次の段階では、機能の転換といった新たな議論が進んでいくものではないだろうか。
- ・ 資料を読むと、新座市ではもう新しい公共施設は作らないというニュアンスが感じられ、希望が無くなっているような印象を受ける。「今は施設の新設などはできないが、今後はそういう道もある。」といった表現がどこかに入っていると希望が感じられる。今回の計画では、施設の新設といった記述がされないことも理解できるが、新座市に人口の流入を図っていることもあり、この計画書でなくてもどこかに「新座市の希望」を感じさせるような記述があると良いと感じた。
- ・ (会長) 計画書に只今委員から指摘があったような内容を盛り込むことは

可能なのか。

- 今回市が作ろうとしている計画は、現在のままでは身動きが取れない状態になってしまうということが近い将来に間違いなく来るだろうという考えに基づき、身動きが取れなくなる状況を回避するために、使われなくなった施設は廃止や縮小してお金に変え、本来必要であるべきものに投下していくということを目的としている。これから全体像を示すに当たっては、この計画で市は最終的に何をを目指したいのかというのを明らかにしていけないと、市民の皆様にご理解いただけないと感じている。ただ、現段階では個別の議論になっているため冷たい内容になってしまっていることをご理解いただきたい。
- ・(会長) 集約できるものを集約して、余剰となった施設については今の時代に合わせた機能に変更をすとか、そうした検討をするといったことを前書きで述べる場合には、皆様と一緒に議論して希望を含むような書きぶりを検討したい。ただ、今は施設を減らして余裕を出さないといけない状況である。何もしないと老朽化した施設や現状に合わない施設がそのまま残るということになってしまう。
 - ・ 都市機能誘導区域の中においては開発をやるということは考えられないのか。開発を行わない方針であれば都市機能誘導区域ではないのでは。ほとんど具体的な計画はない状況なのか。
- 立地適正化計画も計画策定の途中ではある。都市機能誘導区域の中にある公共施設は維持存続させるだけでなく、充実させたいものである。ただ、都市機能誘導区域については公共施設だけでなく、日常生活を送る上で必要なお店や金融機関、病院などを長期的に誘導していきたいエリアである。理想としては、核となる公共施設を都市機能誘導区域に持っていきたいが、現実的には今ある施設をなるべく無くさせないという考え方でないと難しい。

(1) 前回の審議内容の振り返り

(事務局説明)

事前配布した資料1に基づき、類型ごとに以下の2点を中心に事務局から説明した。

- ・ 前回会議の会議資料1において、施設方針が「現状維持」となっていた施設については、今回の会議の資料における施設方針は「②維持管理」「⑤現状維持」のいずれであるか。
- ・ 前回会議における質疑応答の概要

(質疑)

質疑等なし

(2) 類型別再配置方針

ア 公民館・コミュニティセンターについて

(事務局説明)

事前配布した資料1に基づき、事務局から実際の施設写真を投影しつつ説明した。

(質疑)

- ・ 畑中公民館と栄公民館の利用圏域が重複しているとの説明があった。福祉圏域でも重複しており利用目的も似たような活動をしている状況

にあるが、栄公民館と畑中公民館は高低差があり、畑中の人々が栄公民館を使うとなると坂を上らなければならないため利用率が悪い。圏域の重複はあるのは承知しているが、畑中公民館と栄公民館の2つがあることで利用率が良い実態がある。今年3月の審議会資料によると、栄公民館は今年度長寿命化を実施するため廃止とはならないが、よく見ると畑中公民館のほうが栄公民館よりも利用者数が多く、純行政コストでは畑中公民館は栄公民館の半分以下となっている。もしもどちらかを選ぶのであれば畑中公民館を残して栄公民館は外すという結論になるのではないか。ただ、栄公民館の存続については今年度長寿命化改修をすることから残さざるを得ないという判断になったと考えられるので、今後栄公民館が老朽化してきた際には栄公民館を削り、畑中公民館を存続させるという方針としていただけると、現在の活動実態に合った方針となる。

→ 栄公民館と畑中公民館の関係性は委員のご意見のとおりである。

栄公民館は既に築40年が経過しているので、大規模な改修をして更に40年使えるようにしようという考えである。畑中公民館は廃止検討という表現にしている施設であるが、長寿命化改修をしない場合であっても、すぐに施設が使えなくなるわけではない。適切な維持管理を行うことができれば、施設の老朽化が進行するものの築60年までは施設の利用はできると認識している。畑中公民館については、長寿命化改修工事を行うとなると今後40年使用することになるが、現在の位置や規模で良いのかについては事務局側として疑義があり、適切な維持管理をすれば今後約20年は使用することも考慮し、同館については長寿命化改修工事を実施しないという判断となった。判断理由として利用者数や配置状況もあるが、畑中公民館は市街化調整区域に所在するということもある。少し入れば市街化区域であり、これからも人が住み続ける地域ではあるが、コスト面を考慮するとどこかで線引きをせざるを得ず、やむなく長寿命化は行わないという判断に至った。

・ 栄公民館も市街化調整区域に含まれるのではないか。

→ 栄公民館も市街化調整区域内であり、立地適正化計画上の都市機能誘導区域のエリアの指定はしていない。ただ、栄公民館の周辺についてはある程度都市機能としてのまとまりを持たせることを検討しているエリアである。

・ おおむね妥当な施設方針だと感じている。大和田公民館は地理的には中野地区から行ける唯一の公民館であるが、先日も水没したと聞いているので、大和田公民館は廃止という事務局の判断は理解できなくはない。しかし、先ほども他の委員から意見があったように、廃止とだけ言われると市民側としても受け止めづらい部分があるので、これから先何かを検討する際には他施設と関連性を考慮し再検討していくというような内容でも良いので、表現を工夫できないだろうか。大和田にはどんどんマンションが建ち、プールの跡地にも住宅が建設中であり、若い世代の人口が増えている地域である。廃止だけではなく今後も検討していく余地があるという表現を入れていただくと良いと感じている。

→ 今は学校施設のことを考慮せず、その他の施設の再配置方針を検討しているが、次回は学校施設の再配置方針についても議論していただく予定である。このため、公民館などの集会施設についても、影響が出てく

ると見込んでいる。これからの扱いとして、この計画書に盛り込むかは別だが、もう少し希望がある表現を考えてみたい。

→ 畑中公民館と大和田公民館は「のち廃止」という記述になっているが、畑中公民館は公民館・コミュニティセンターの中で最も方針が流動的な施設である。畑中公民館の周辺は市街化調整区域に指定されているものの、市としては現在の畑中公民館に隣接した地域に地下鉄駅の誘致を行っている。実現するかどうかは何とも言えないが、将来的に駅ができることを目指しているため、実現する場合はもっと良い施設を作るという方針になる可能性もある。このような事情もあり、畑中公民館を向こう40年間使い続けるために長寿命化するという判断は下しにくい。今後は廃止の場合もあるし、発展的に建替えということもあるかもしれない。

大和田公民館については、この後の議論に関係するが、大和田地区で廃止を検討している集会所が複数あることもあり、場合によってはこれらの施設を集約化し、学校の再編等も含めて既存の施設に代わるものができるのであればスムーズに廃止できる。それらを記載するかどうかは今後検討する。

・(会長) かなり繊細な問題である。20年25年となると地下鉄駅の問題もあるためどうなるか分からないので、とりあえず動かないということだが、現状維持という言葉の意味が徐々に理解できてきた。

・ 前回配布された参考資料2「集会施設（公民館・コミュニティセンター、ふれあいの家、集会所）の圏域と再配置後の施設配置図」では公民館から1km圏内の範囲を示しているが、国の定めている徒歩圏は800mであり、高齢者の徒歩圏は500mであるため、圏域を広く捉えているのではないか。畑中公民館や大和田公民館を無くしてしまうと居住誘導区域内でカバーされないエリアが出てきてしまう。公民館は高齢者がよく使う施設だと考えられるので、慎重に検討していただきたい。

・(会長) これまでの事務局の説明や議論を踏まえると、現状維持という施設方針は、現時点では先のことは見通せないので時期を改めて再度検討しようという意味合いだと感じる。

・ 公民館は学習を含めてかなり重要な役割を果たしていると認識しているが、社会教育法との関わりはどうなっているのか。例えば新座市の地域人口に対して公民館をこれだけ設置する必要があるとか、減らしても問題ないのか知りたい。

→ 公民館の設置に当たっての人口規模や基準、新座市の人口は約16万人であるがそれに対して規模が適正か、施設数が多いのか少ないのかまでは把握できていない。

・(会長) 人口千人あたりにしても面積が異なることから、判断は難しい。

→ 定義付けが難しい。コミュニティセンターについては、運用は公民館と同一だが名称を変えているほか、法律上の根拠も違う。

・ 公民館の配置計画みたいなものがあって、それに基づいて配置してきた結果ということではないのか。

→ 事務局としては公民館の配置計画等については把握していない。

イ ふれあいの家 (事務局説明)

事前配布した資料1に基づき、事務局から説明した。

(質疑)

質疑等なし

ウ 集会所

(事務局説明)

事前配布した資料1に基づき、事務局から説明した。

(質疑)

- ・(会長) 借地が多い。施設方針として現状維持も多い。

- ・ 現状維持のカッコの中の「廃止検討」と「耐用年数まで維持」の違いがよく分からないので、事務局の説明を求める。
- 利用者等のデータや施設の配置状況等で整理したが、現状維持で「耐用年数まで維持」としている施設は、利用者数が多く活用されている実態が見受けられる施設が大半である。集会所以外の施設については耐用年数が到来した場合は廃止にするという前提があるが、集会所については、市としては全て不要という考えにはなっていない。町内会の活動拠点の一つとして色々な面での活用がされていることもあり、判断が難しい部分については現状維持という表現にしている。一方で、「廃止検討」とした施設については、立地や土地の状況、近隣に類似した施設があることなどを考慮し、やむを得ず廃止する方針とした施設である。
- 新堀一丁目集会所については西堀・新堀コミュニティセンターの真横にあるような施設である。コミュニティセンターは築40年近く経過しているが、集会所は新しく、築7年と差がある。重複した機能がすぐ近くで提供されていることを踏まえ、現状維持としつつも最終的には集約化するという方針としている。

- ・(会長) 個別の事情に応じて対応するという理解をした。

- ・ 集会所は地域密着型の施設で利用率が高いように思える。野火止集会所は短期で廃止、東一丁目集会所も代替施設があるということで廃止とされているが、地元で愛されている施設を廃止することで住民から強い反発が起きたりしないかと懸念している。
- ・ 東一丁目集会所の利用者が多いのは、近隣に所在する東ふれあいの家の施設利用料は有料であるのに対し、東一丁目集会所の利用料が無料のため、利用者が流れているからではないかと感じている。
- ある程度利用されている集会所を廃止することは懸念事項と認識しているので、配慮する。ご指摘があった野火止集会所については利用者が多く、土地も市有地なので賃料も発生していないことから継続的に利用してもコスト面で問題は無い。しかし、野火止集会所は旧耐震基準に基づいて建設された施設であるため、安全性の面から公共施設として今後も提供し続けるのが行政として良いのかという議論があった。代替施設があることを踏まえ建替えではなく、やむを得ず廃止する方針としたものである。
- ・ 築40年を超えたものは原則廃止なのか。
- 旧耐震基準に基づき建設された施設は早期に対応する方針である。

- ・ 利用者数が全体の平均より少ない場合でも、例えば菅沢などの施設周辺の人口が少ない地域に所在している施設で住んでいる人の8割が利用しているということであれば残すべきだし、周辺人口が多い施設で利用率が1割であれば廃止を検討するという判断もやむを得ない。こうした考え方の妥当性というのはどう考えているのか。

→ 例えば、中野集会所は利用者数が少ないが、その理由は住んでいる人も少ないからであると捉えている。事務局としては、こうしたケースでは利用状況が少ないことだけを理由に廃止する方針とするのはよろしくないと考えているので、施設の利用状況だけではなく、そのエリアの中でカバーできる代替施設があるのかということや、立地や施設の古さ、借地かどうかということも総合的に判断して施設の方向性を出しているの、ご理解いただきたい。

もう一点として、集会施設にしても市が作って運営しているものもあれば、地域住民の方が費用負担して建設し運営している施設もある。全ての施設を市が面倒を見るのかという点も、これからは検討しなければならないと考えている。

- ・ 今の事務局の説明内容について一言書いていただきたい。資料では築何年か利用状況はどうかという量的なデータのみが記されていて、質的なデータは全く分からない状態なので「廃止していい」とは言い切れない。

エ 高齢福祉施設

(事務局説明)

事前配布した資料1に基づき、事務局から説明した。

(質疑)

- ・ (会長) 高齢者のみで構成されている世帯で、一人暮らしや夫婦のみの世帯が増えてきている。昭和の時代は高齢者を子供が面倒見ていたのが社会状況も変わり、行政が介入する必要が出てきている。集約化等の方針が出てくる類型ではあるが、何とか残したい施設でもある。一方で各老人福祉センターのお風呂は無料でいいのかという課題もある。
- ・ 健康講座で初めて老人福祉センターに行った。大広間にかなり人が集まり活用されている様子であった。個人的には高齢者施設は何らかの形であった方が良く感じている。中央公民館と栗原公民館と複合化に際して、施設はどこに行くのか。栗原地区は施設の集約や廃止の検討が進んでいるように思えるので、栗原の人達がスムーズに行ける場所であってほしい。高齢者が集まることができる場所に設置できるとよいという希望を述べておく。

オ 児童センター

(事務局説明)

事前配布した資料1に基づき、事務局から説明した。

(質疑)

質疑等なし

【全体を通じて】

(質疑)

- ・ ひばりヶ丘駅周辺は立地適正化計画の中で生活拠点としての位置付けていこうという方針なので、栗原ふれあいの家などの駅周辺にある公共施設は積極的に廃止するという議論ではなく、活かしていく議論にすべきではないか。中央公民館と栗原公民館が複合化すると、駅からさらに離れた場所に作られていくと思われる。駅の近くに住宅が密集している地区なので、しっかりとした公共施設を残すという検討をしていただきたい。
- これから全体的な整理をしていく中で、立地適正化計画の考えを踏まえるとともに、沿道上への施設配置をして地域住民の方がアクセスしやすい立地に施設を配置しないといけない。そういったまちづくりの計画や交通系の計画と密に連携していく。
- ・ (会長) 色々な人たちが孤立しないで集まれる場が必要になってくる。財源の課題もあるため、ある程度のところで妥協するという議論をしながら、できる限りそうした維持する方策を考える必要がある。
- ・ 公民館、コミュニティセンターについて機能が似ていて名前が違う理由を以前調べたことがある。社会教育法の中に「公民館の基準」というものがある。平成10年に改定されたものだが、「公民館の建物の面積は、330㎡以上とする。ただし、講堂を備える場合には、講堂以外の建物の面積は、230㎡を下らないものとする。」とあるため、西堀・新堀コミュニティセンターと東北コミュニティセンターはこれに抵触し、公民館ではなくコミュニティセンターになったのではないか。
- 栄公民館も相当小さいので、面積要件だけなのかどうかは何とも言えない。
- ・ 栄公民館は平成10年より前に建築されているので、こうした要件は存在しなかったのではないか。
- 只今のご指摘の件は確認する。

4 その他

事務局から次回会議の開催時期について説明。質疑なし。

5 閉会

午後5時25分閉会